

特定任期付職員の募集について

内閣サイバーセキュリティセンターでは、①サイバーセキュリティに関する施策の調査及び法的妥当性の検討、各種法令への適合性の検証及び職員の政策法務能力向上のための助言、指導に関する業務、②サイバーセキュリティに関する官民の連携を推進するための総合調整業務に従事していただくため、特定任期付職員を募集しています。

1. 応募資格

以下の全ての要件を満たす者

- 法曹資格を有すること。
- 情報通信技術またはサイバーセキュリティの分野に係る 5 年以上の実務経験を有すること。
- 官公庁からの発注を受けて又は官公庁と協働して、サイバーセキュリティに関する施策を推進するための業務に従事した経験を有すること。
- 当該採用期間にわたり、継続して勤務が可能なこと。

※ なお、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

- 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（神経耗弱を原因とするもの以外）

2. 採用予定人数

1 名

3. 採用予定期間

令和2年5月から2年間～5年間（予定）（5年に満たない者の場合は、職務の状況によっては任期更新もあり得る）

※ 採用日は、別途調整可能です。

4. 待遇等

（1）採用形態

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」により、任期付の国家公務員として採用します。給与は、これまでの経歴等を考慮の上決定します。

採用後は、上席サイバーセキュリティ分析官として勤務していただきます。

（2）勤務時間・休暇等

勤務時間：午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。
土、日、休日を除く。）

休 暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）、特別休暇、病気休暇、介護休暇

5. 選考方法

1次選考：書類審査

2次選考：1次面接（1次選考の結果、2次選考を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等を連絡します）

3次選考：2次面接（2次選考の結果、3次選考を行うこととなった方のみ、3次選考の日時・場所等を連絡します）

6. 応募方法

次の書類を応募期限までに、下記の提出先までお送りください（必着）。

書類審査の結果については、令和元年12月25日（水）までに合格者に対し連絡します。（この日までに連絡がない場合には、書類審査の結果が不合格となりますので、ご了承ください）

なお、1次面接及び2次面接の具体的な日時については、書類審査及び1次面接合格の連絡の際にご案内いたします。

※ 応募書類の提出に応じ、応募期限前であっても随時選考を行います。

（1）提出書類

- ① 履歴書（写真貼付のこと、様式自由）
- ② 戸籍謄本 1 通（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
- ③ 業績リスト
- ④ 研究成果、執筆論文等がある場合は、その写し（最近のもの 3 点以内）

（2）その他

- ① 書類提出の際には、封筒の表に「特定任期付職員応募（法律業務）」と朱書きしてください。
- ② 戸籍謄本は、受験者の外国籍の有無を確認するために提出を求めるものです。
- ③ 提出いただいた応募書類は返却しません。
- ④ 応募書類に記載されている個人情報、職員の採用のために使用し、ほかの目的には使用いたしません。

（3）応募期限

令和元年 12 月 23 日（月）必着

（4）提出先及び問い合わせ先

〒100-0014

東京都千代田区永田町 2-4-12

内閣サイバーセキュリティセンター 人事担当

電話（03）5253-2111 代 内線 83887

7. 備考

- （1）最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先を退職していただく必要があります（休職は不可）。
- （2）採用内定者には、健康診断を受診（自己負担により任意の医療機関で実施）していただきます。